

薩摩川内市公告第 6 3 2 号

下記の建設工事について次のとおり総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札を行うので、薩摩川内市契約規則（平成 1 6 年薩摩川内市規則第 7 2 号）第 3 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号
第 2 0 2 6 0 0 4 8 2 0 号
- (2) 発注工事種別
土木一式工事
- (3) 工事名
天辰第二地区土地区画整理事業 皿山橋橋梁上部工工事（8－2）
- (4) 工事場所
薩摩川内市天辰町門口地内
- (5) 工事概要
橋梁上部工 一式
- (6) 工期
令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- (7) 入札書比較価格（予定価格に 1 1 0 分の 1 0 0 を乗じて得た価格）
6 0 , 9 5 9 , 0 0 0 円
- (8) 本工事は、表彰実績、工事实績等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）を適用した工事である。
- (9) 本工事において、競争参加資格確認申請書及び入札書を提出する際は、かごしま県市町村電子入札システムにより行うこと。なお、電子入札の取扱は、この公告に定めるもののほか、薩摩川内市電子入札運用規約による。

2 入札に参加するものに必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を有する者で薩摩川内市入札参加資格業者名簿に登録されていること。
- (3) 建設業法第 2 8 条第 3 項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (4) 市が公告の際に提示した条件等に適合していること。

- (5) 対象工事に建設業法第26条による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。
- (6) 公告から入札時までの期間において、薩摩川内市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（令和3年薩摩川内市訓令第2号）の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の決定を受けている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、手続開始の決定後、薩摩川内市長が別に定める手続に基づく薩摩川内市入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (11) 薩摩川内市の土木一式工事の入札参加資格を有する者であり、県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (12) 平成23年度以降に単独又は共同企業体の代表として、県内での公共工事におけるPC橋梁上部工工事（道路橋）の施工実績があること。
- (13) 最新の経営規模等評価結果通知書において、プレストレストコンクリート工事の総合評定値が800点以上の者であること。
- (14) (5)の技術者を配置予定技術者調書に記載し、電子入札システムの競争参加資格確認申請書に添付すること。
- (15) (11)、(12)及び(13)を満たしている者のうち、低入札価格調査による受注制限を受ける者でないこと。
- (16) (11)、(12)及び(13)を満たしている者のうち、天辰第二地区土地区画整理事業に係る建設工事を受注している者で、令和8年9月29日現在で工事進捗率が70%未満の者でないこと。
- (17) 総合評価落札方式（特別簡易型）に係る技術資料（以下「技術資料」という。）を提出した者であること。
- (18) その他建設業法等の法令・規則等に違反していないこと。

3 入札に参加する資格の確認

入札に参加しようとするものは、2の資格を有することの確認を受けるため、入札説明書に定める競争参加資格確認申請書と併せて、技術資料を次に掲げる提出場所、提出時期及び提出方法により提出しなければならない。

薩摩川内市長は、入札に参加する資格の確認をしたときは、その旨を競争参加資格確認通知書により通知する。また、入札に参加する資格がないと認めたときは、その理由を付して、その旨を競争参加資格確認通知書により通知する。

- (1) 提出部数

- ア 競争参加資格確認申請書（電子入札システムによる）
 - イ 配置予定技術者調書（電子入札システムによる）
 - ウ 技術資料：紙で２部
- (2) 提出場所
- ア 競争参加資格確認申請書
かごしま県市町村電子入札システムにより提出する。
 - イ 配置予定技術者調書
アに同じ
 - ウ 技術資料
薩摩川内市行政管理部契約検査室
- (3) 提出時期
- ア 競争参加資格確認申請書
令和８年９月３０日（水）から同年１０月７日（水）午後５時までのそれぞれの日のかごしま県市町村電子入札システムの運用時間（土曜日、日曜日及び休日を除く午前８時３０分から午後８時まで）内とする。
 - イ 配置予定技術者調書
アに同じ
 - ウ 技術資料
令和８年９月３０日（水）から同年１０月１３日（火）までのそれぞれの日（市の休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。
- (4) 提出方法
- ア 競争参加資格確認申請書
かごしま県市町村電子入札システムにより提出する。
 - イ 配置予定技術者調書
アに同じ
 - ウ 技術資料
(2)のウの場所に直接持参により提出すること。
なお、主な事業所を甑島地域に有する者は、郵送による提出（提出期限までに必着すること。）を認めるものとする。

4 総合評価に関する事項等

- (1) 技術資料の作成等
- ア 技術資料の作成
技術資料は、別途配布する総合評価落札方式（特別簡易型）技術資料申請書及び総合評価落札方式（特別簡易型）に係る技術資料の作成要領（以下「作成要領等」という。）に基づき作成するものとする。
 - イ 作成要領等の配布期間及び配布場所等
 - ① 配布期間は３の(3)のウによる。
 - ② 配布場所はかごしま県市町村電子入札システムポータルサイトの入札情報サービス（工事・委託）とする。
 - ウ 技術資料作成に関する設計図書等の閲覧

- ① 設計書等の閲覧を行い技術資料作成に資する。
- ② 閲覧場所はかごしま県市町村電子入札システムポータルサイトの入札情報サービス（工事・委託）とする。
- (2) 総合評価の方法
提出された技術資料を(3)及び(4)に基づき評価する。
- (3) 評価項目及び評価基準
評価項目及び評価基準は別表1によるものとする。
- (4) 評価値の算出方法
入札参加資格等を満たす者に対して、標準点（100点）を与え、さらに別表1の各評価項目について基準に従って評価を行い、0点から12点までの範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除した値を評価値とする。

評価値＝技術評価点／入札価格×定数

＝(標準点＋加算点)／入札価格×(定数100,000,000)

※小数第4位まで（小数第5位四捨五入）

標準点：入札参加資格を満たす者全てに与えられる点数（100点）

加算点：入札参加希望者から提出された技術資料（表彰実績、工事实績等）を評価し、点数化したもの。

5 設計書等の閲覧

本工事に係る設計書、図面及び仕様書は次のとおり閲覧する。

- (1) 閲覧期間
令和8年9月30日（水）から同年10月20日（火）までのそれぞれの日のかごしま県市町村電子入札システムの運用時間（土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後8時まで）内とする。
- (2) 閲覧場所
かごしま県市町村電子入札システムポータルサイトの入札情報サービス（工事・委託）

6 入札の方法等

- (1) 入札の方法
電子による入札とする。
- (2) 入札書の提出方法
かごしま県市町村電子入札システムにより提出する。
- (3) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするため、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載

すること。

(4) 入札書の受付期間

令和 8 年 1 0 月 1 4 日（水）午前 8 時 3 0 分から同月 2 0 日（火）午後 5 時まで（かごしま県市町村電子入札システムの運用時間（土曜日、日曜日及び休日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで）内に限る。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 1 0 月 2 1 日（水） 午前 9 時 0 0 分

イ 場所 薩摩川内市役所 行政管理部契約検査室

(6) 電子くじ番号

開札処理において評価値の最も高い者が 2 者以上ある時に、システムで自動的に落札者を決定するために使用する「くじ番号（入札者が任意に選定する 3 桁の数字）」を入力（登録）すること。

(7) 工事費内訳書の提出

ア 工事費内訳書は、必ず入札書に添付すること。ただし、入札書の金額と一致する必要はなく、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

イ 入札書比較価格の 9 2 % 未満の額で入札を行う場合は、詳細な工事費内訳書及び工種明細表並びに最新の技術者名簿を必ず入札書に添付すること。

(8) 入札の立会い

入札の立会いは不要とする。

(9) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所、交付期間

① 交付場所

かごしま県市町村電子入札システムポータルサイトの入札情報サービス（工事・委託）

② 交付期間

令和 8 年 9 月 3 0 日（水）から同年 1 0 月 2 0 日（火）までのそれぞれの日のかごしま県市町村電子入札システムの運用時間（土曜日、日曜日及び休日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで）内とする。

7 現場説明会

実施しない。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付しなければならない

い。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者又は配置予定技術者調書に虚偽の記載をした者がしたもの
- (2) 談合その他不正な行為があったと認められるもの
- (3) 指定の日時まで技術資料の提出がなかったもの
- (4) 指定の日時までに入札書の提出がなかったもの
- (5) 工事費内訳書が添付されていないもの
- (6) 入札書の金額が入札書比較価格（税抜き価格）を上回っているもの
- (7) その他市長があらかじめ指示した事項に違反したもの

10 落札者の決定の方法

総合評価落札方式（特別簡易型）の落札者の決定は、次の順序で行う。

- (1) 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、入札価格が予定価格以内で、4の(4)によって得られた評価値が最も高い者を落札者に決定する。
- (2) (1)において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、低入札価格調査を必要とする場合は、落札決定を保留する。
- (4) 低入札価格調査における落札者の決定方法は、次に掲げるところによるものとし、落札者を決定したときは、その旨を当該落札候補者及びその他の入札参加者に通知する。

ア 低入札価格調査の結果、特に支障がないと認めるときは、落札候補者（評価値の最も高い者）を落札者に決定する。

イ 低入札価格調査の結果、落札候補者が詳細な工事費内訳書及び工種明細表並びに最新の技術者名簿を添付しなかったとき、又は落札者として適当でないと認める事実があるときは、当該落札候補者は失格とし、入札価格が予定価格以内で、当該落札候補者の次に高い評価値の者から順次新たな落札候補者とし、特に支障がないと認めた者を落札者とする。

11 最低制限価格

無し

12 入札に関する事務を担当する部局

薩摩川内市行政管理部契約検査室

郵便番号 895－8650

薩摩川内市神田町3番22号

電話番号 0996－23－5111（内線5531）

FAX 0996－25－3990

別表1

令和8年度 総合評価方式（特別簡易型）における評価項目、加算点及び評価基準

【特別簡易型】⑨PC上部工工事

評価項目及び加算点			評価基準
価格以外の評価項目	配置予定技術者の能力 (4点)	前年度のCPDS単位取得実績 ○推奨以上あり (1.0 点) ○推奨未満 (0.5 点) ○なし (0.0 点)	1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和7年度に(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数はいくらか。 推奨単位数＝20ユニット
		過去5年間ににおける優秀技術者表彰の有無 ○現在の会社での表彰実績あり (1.0 点) ○上記以外での表彰実績あり (0.5 点) ○表彰実績なし (0.0 点)	①令和3年度から令和7年度までに完成した工事(土木一式工事)について、九州地方整備局から優秀技術者表彰(局長表彰、事務所長表彰)を受けた技術者であるか。 ②令和3年度から令和7年度までに完成した工事(土木一式工事)について、県(土木部、農政部)優良工事等表彰実施要領に基づき優秀技術者表彰を受けた技術者であるか。 ③令和3年度から令和7年度までに完成した工事(土木一式工事)について、薩摩川内市優良建設工事施工企業等表彰実施要綱に基づき優秀技術者表彰を受けた技術者であるか。
		過去10年間の工事の実績 ○現在の会社での実績あり (1.0 点) ○上記以外での実績あり (0.5 点) ○実績なし (0.0 点)	平成28年4月1日から本件公告日時点における、以下の工事の完成実績はあるか。 ・県内での同種工事(PC橋工事又は河川・道路構造物工事のPC橋(工場既製桁の場合)の工事)の元請工事の完成実績(対象:国・県・本市発注工事)※維持補修の工事は除く。
		配置予定技術者の資格保有 ○資格あり (1.0 点) ○資格なし (0.0 点)	配置予定技術者が以下の資格を有しているか。 プレストレストコンクリート技士
	地域貢献度 (4点)	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 ○所在あり (0.5 点) ○所在なし (0.0 点)	旧川内市(川北)、旧川内市(川南)、旧東郷町、旧樋脇町、旧入来町、旧祁答院町の区分において、本店・支店の所在が、本工事箇所と同地域内にあるか。(甑島区域については、上甑島、下甑島で区分)
		県内における工場の有無 ○県内に工場あり (1.0 点) ○県内に工場なし (0.0 点)	県内に工場を有しているか。
		地域への貢献 ①公共施設等のボランティア活動の実績 ○活動実績あり (0.8 点) ○活動実績なし (0.0 点) ②高齢化が著しい町内でのボランティア活動の実績 ○活動実績あり (0.7 点) ○活動実績なし (0.0 点) ③消防団員の雇用の有無 ○雇用している (0.5 点) ○雇用していない (0.0 点)	①令和7年4月1日から本件公告日前日までに、本市内の公共施設等へのボランティア活動を行った実績があるか。 ②令和7年4月1日から本件公告日前日までに、薩摩川内市の統計データにある、「町別・年齢人口「年齢分類別地域町別一覧表」(毎年4月1日現在)」の65歳以上の者の人口の割合が50パーセント以上である町内でボランティア活動を行った実績があるか。 ③本市消防団に所属している社員を現在雇用しているか。
		過去5年間の35歳未満の雇用実績 ○雇用実績がある (0.5 点) ○雇用実績がない (0.0 点)	令和3年4月1日から本件公告日までに35歳未満の社員を採用し、現在まで継続して雇用しているか。
		過去5年間ににおける優良工事等表彰の有無 ○国(九州内)、県又は本市の表彰あり (1.0 点) ○表彰実績なし (0.0 点)	①令和3年度から令和7年度までに完成した工事(土木一式工事)について、九州地方整備局から優良施工、安全施工等の表彰(局長表彰、事務所長表彰)を受けた企業であるか。 ②令和3年度から令和7年度までに完成した工事(土木一式工事)について、県(土木部、農政部、環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき優良工事表彰を受けた企業であるか。 ③令和3年度から令和7年度までに完成した工事(土木一式工事)について、薩摩川内市優良建設工事施工企業等表彰実施要綱に基づき優良工事表彰を受けた企業であるか。
	企業の施工能力 (4点)	過去10年間の工事の実績 ○4件以上 (3.0 点) ○2件又は3件 (1.5 点) ○1件以下 (0.0 点)	平成28年4月1日から本件公告日時点における、以下の工事の完成実績は何件あるか。 ・本市域内での同種工事(PC橋工事又は河川・道路構造物工事のPC橋(工場既製桁の場合)の工事)の元請工事の完成実績(対象:国・県・本市発注工事)※維持補修の工事は除く。

同 種 工 事 区 分

別表2

工種区分	工 種 内 容
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工、(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設及び塗装に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
PC橋工事	PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の補修工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く